

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

知的障害者施設に関する実態と課題把握のための調査研究

分担研究者 加藤正仁 財団法人日本知的障害者福祉協会会長（うめだ・あけぼの学園施設長）

研究要旨

知的障害者施設の実態と課題を把握するため、その根拠となる客観的データとしてこれまでの各種調査資料について整理、分析を行なうとともに、利用者個々の支援ニーズの実態を把握するための個人別調査を実施し、その結果の分析・検討により、今後期待される施設機能とその体系的な在り方を考究する。

A.研究目的

施設等を利用する知的障害者の状態像とニーズを把握することで、施設が果たしている役割と提供している支援サービスの実態について検証し、知的障害施設の現状と課題を明らかにする。

既存の各種調査結果及び個人別調査結果について客観的な整理、分析を行い、今後期待される施設機能とその体系の在り方について考究し、その具体的方向性を提示する。

B.研究方法

①既存の各種調査データの整理・分析

日本知的障害者福祉協会の全国知的障害児・者施設実態調査、各施設種別調査及び国の調査結果などから、わが国での知的障害関係施設と利用者の実態を把握し、各施設種別ごとの視点から分析し、現状における課題等をまとめた。

②個人別調査の実施

平成 12 年 12 月に日本知的障害者福祉協会 調査・研究委員会が実施した「支援状況に関する実態調査（個人調査）」の有効回答 3,352 名について、前回調査と同じ調査項目で追跡調査を実施し、横断的分析とともに、3 年間の縦断的変化を観る。また、移行退所した利用者については移行先や移行理由等を把握するため新たな調査項目を用意し、今後の研究資料を得た。

C.研究結果

上記の資料整理並びに調査集計により、結果を得た。主たる内容は次のとおりである。

表 1. 施設数の推移

（施設数）

	平成 2 年	平成 13 年	対平成 2 年比
更生入所	862	1,344	155.9%
授産入所	181	229	126.5%
更生通所	137	366	267.2%
授産通所	396	957	241.7%
通勤寮	106	121	114.2%

表2. 施設在籍者数の推移 (在所者数)

	平成2年	平成13年	対平成2年比
更生入所	58,719	88,122	150.1%
授産入所	11,267	13,903	123.4%
更生通所	4,719	13,694	290.2%
授産通所	13,919	35,856	257.6%
通勤寮	2,347	2,671	113.8%

表3. 10年以上施設に在所する利用者の割合の推移 (対在籍者比)

	昭和57年	平成8年	平成13年
更生入所	21.2%	49.0%	54.8%
授産入所	12.7%	42.6%	50.1%
更生通所	6.4%	12.7%	18.9%
授産通所	6.0%	19.8%	26.0%
通勤寮	7.1%	19.2%	19.1%

表4. 在籍者に占める高齢者(60歳以上)の割合の推移 (対在籍者比)

	昭和57年	平成8年	平成13年
更生入所	1.6%	4.4%	11.0%
授産入所	0.5%	1.8%	6.5%
更生通所	0.1%	0.5%	1.9%
授産通所	0.1%	0.4%	0.7%
通勤寮	0%	0.5%	1.9%

表5. 在籍者に占める重度者の割合の推移 (対在籍者比)

	昭和57年	平成8年	平成13年
更生入所	65.1%	66.2%	73.6%
授産入所	15.5%	16.9%	17.4%
更生通所	37.7%	61.1%	67.5%
授産通所	25.1%	28.9%	34.9%
通勤寮	5.3%	2.3%	3.2%

※表5における重度者とは、IQが概ね35以下で、①食事、排便等で介助を要し日常生活が著しく困難 ②頻繁なてんかん様発作、失禁、異食、興奮等の問題を有し看護を必要とする のいずれかに該当する者

表6. IQ分布状況 (対在籍者比)

	測定不能	35以下	36~50	51以上	未測定等
更生入所	16.1%	54.8%	19.9%	6.1%	2.0%
授産入所	1.6%	28.3%	45.6%	23.9%	0.6%
更生通所	17.0%	54.5%	15.5%	5.7%	3.8%
授産通所	3.6%	41.1%	33.4%	14.3%	3.7%
通勤寮	0.0%	7.5%	45.0%	44.2%	1.0%

※平成13年10月1日現在

表7. 退所率

	更生入所	授産入所	更生通所	授産通所	通勤寮
退所率(%)	3.2%	6.0%	5.4%	5.5%	16.3%

※退所率=退所者数/(現員+退所者数)×100

※平成13年10月1日現在

表8. 「てんかん」の状況（服薬中の者のみ）

(対在籍者比)

	更生入所	授産入所	更生通所	授産通所	通勤寮
「てんかん」有り	34.6%	19.9%	33.5%	24.7%	7.5%

表9. 介護度の状況

-日常生活面-

	更生入所	授産入所	更生通所	授産通所	通勤寮
常時介護	25.1%	11.0%	36.5%	11.2%	0%
一部介護	42.0%	36.1%	32.1%	30.4%	22.5%
見守り・自立	32.6%	52.7%	31.4%	58.3%	77.6%
不明・無回答	0.2%	0.2%	0%	0%	0%
計	100%	100%	100%	100%	100%

-行動面-

	更生入所	授産入所	更生通所	授産通所	通勤寮
常時介護	18.6%	7.4%	31.7%	12.8%	0%
一部介護	51.4%	49.9%	40.3%	35.3%	38.8%
見守り・自立	34.7%	42.4%	28.1%	51.7%	61.3%
不明・無回答	0.2%	0.2%	0%	0%	0%
計	100%	100%	100%	100%	100%

-保健面-

	更生入所	授産入所	更生通所	授産通所	通勤寮
常時介護	13.3%	6.0%	24.9%	8.5%	0%
一部介護	31.5%	23.4%	20.7%	22.5%	16.3%
見守り・自立	55.2%	70.7%	24.2%	68.8%	83.8%
不明・無回答	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0%
計	100%	100%	100%	100%	100%

表10. 社会的活動力（18項目※後掲における3年間の変化）

	最重度・重度	中軽度
スキル獲得済み	0.0%～4.4%	3.2%～39.8%
上がった	3.3%～19.9%	14.2%～20.7%
変化がなかった	53.8%～86.6%	25.9%～53.8%
下がった	10.1%～25.0%	18.2%～31.7%

表11. 問題行動（各項目の3年間の変化）

項目		良好持続	改善	出現	問題持続
火遊び	最重度・重度	97.5%	0.8%	1.0%	0.8%
	中軽度	98.2%	0.7%	0.7%	0.4%
盗癖	最重度・重度	80.2%	6.8%	7.6%	5.4%
	中軽度	86.0%	5.5%	4.7%	3.9%
性的問題	最重度・重度	82.5%	6.6%	6.9%	4.0%
	中軽度	83.8%	4.8%	5.8%	5.6%
無断外出 ・外泊	最重度・重度	81.0%	6.9%	6.9%	5.2%
	中軽度	82.0%	6.6%	7.1%	4.3%

表12. 行動障害（合計点数の変化）

	行動改善	問題持続	状態悪化
12年調査で「有り」と回答した利用者の変化	63.5%	10.8%	25.7%

### ※社会的生体力の 18 項目

① 自分の衣類の管理ができますか
② 食事の準備ができますか
③ 皆で利用する物品等を、共同で管理したり利用したりすることができますか
④ 社会的なルールやマナーを守ることができますか
⑤ 异性と接する際のマナーやルールを守ることができますか
⑥ 計画的にお金を使ったり、予算を立てたりすることができますか
⑦ 店やスーパー・マーケットで、食料品・雑貨などを買うことができますか
⑧ 医療機関を利用するすることができますか
⑨ 公共交通機関を利用するすることができますか
⑩ 公共施設(役所、図書館、公民館など)を利用することができますか
⑪ 必要な時に相談したり支援を求めたりすることができますか
⑫ 自分の考えを主張することができますか
⑬ 身体の怪我や不調に気づき、適切な対応ができますか
⑭ 交差点などで、基本的な安全配慮ができますか
⑮ 日常生活を送る上で必要な読み・書きができますか
⑯ レジャー・やレクリエーションに参加することができますか
⑰ 地元の自治会等の地域活動に参加することができますか
⑲ 自分に対する批判をきちんと聞くことができますか

### D. 分析・考察

過去の資料並びに本研究班の調査結果を分析・考察した。主たる内容は次のとおりである。

(分析)

#### ①入所施設

入所更生施設については、最近まで施設数並びに利用者数の増加は顕著であり、その利用者は重度者、高齢者の割合の漸増傾向がみられ、退所率も低率であるとともに長期利用化（滞留化）の現象がみられる。利用者の状態像からは、他の施設種別等の利用者に比べ、身体障害や精神障害を重複してもらっていることが多く、「てんかん」のある人は約3割に達しており、介護度、社会的生体力において多くの支援を要する。また、問題行動、行動障害などを有している人が多い。

入所授産施設では、施設数並びに利用者数は微増しているが、重度者の割合は入所更生施設に比べ割合は低く、経年的にもその割合に大きな変化はみられない。高齢の利用者は漸増傾向にあるが、入所更生施設に比べその割合は低い。一方、退所率は同様に低率であり、長期利用化（滞留化）が窺える。

#### ②通所施設

通所更生施設においては、施設数並びに利用者数が漸増しているなか、利用者

は入所更生施設と同様に重度者が多い。利用者の状態像からも入所更生施設と同じく、身体障害や精神障害の重複する人達が多く、「てんかん」のある人も約3割となっており、介護度、社会的生体力における支援度も高い。問題行動や行動障害の出現率も入所更生施設と同じく高くなっている。

通所授産施設では、施設数並びに利用者の増加が顕著であり、高齢者の割合は入所施設に比し少ないが、重度者や「てんかん」のある人達の割合は、入所更生施設、通所更生施設に次いで多い。また、介護度、社会的生体力での支援度や問題行動、行動障害の出現率においても入所更生施設、通所更生施設に次いでいる。

#### ③通勤寮・福祉ホーム・グループホーム

通勤寮、福祉ホームについては、その数並びに利用者数はここ数年大きな変化はないが、グループホームの数と利用者は飛躍的に増加している。一方、有期限利用とされる通勤寮にも長期利用（滞留化）の傾向が窺える。利用者は、上記の入所・通所施設に比べ、中軽度の人達の割合が高く、若年、壮年層が多くを占めている。また、介護度、社会的生体力、問題行動、行動障害など総じて入所・通所施設より支援度が低いものとなっている。なお、割合としては低いものの、「て

んかん」のある人は1割強となっている。また、重度の人、重複障害や行動障害をもつ人もみられるとともに、問題行動の中で「盗癖」や「性的問題」、「無断外泊」など入所・通所施設とほぼ同様の出現率を示している項目があり注目される。

#### ④利用者個人にみる経年的変化

社会的生活力、問題行動、行動障害に注目し、その3年後の経年的変化をみたが、社会的生活力においては項目によりばらつきがみられるが、総じて上がった人達の割合は多くはなかった。なお、中軽度の方が重度より上がった人達の割合が高いという傾向が窺えた。

問題行動については、その内容項目により質が異なるところから、項目により頻度や変化に差がみられるが、社会的生活力とは逆に、重度の方が中軽度より解消した人達の割合が全体的に高い傾向にあった。

行動障害の変化については、多くの項目で改善傾向がみられた。

#### (考察)

以上から、次のとおり考察を加える。

- ・傾向として、重度や重複障害のある人達（又はその家族）には24時間ケアの入所施設への依存や終生保護に対する期待から長期滞留化と高齢化という現象が生じていると考えられる。ADLの向上や社会的スキルの獲得、問題行動・行動障害の改善に対する期待というより、安心・安全という保護的機能を優先してきた傾向があると想定される。本来、入所施設の機能は法令等により社会自立、社会参加を目的としてきたが、実態としては、長期にわたる24時間の生活と活動の場として機能してきたといえる。また、入所更生施設利用者の多くは介護度が高く、社会的生活力にも課題が多く、問題行動、行動障害の出現率も高いなど、多くの支援を要する。これらの人達の主たる受け皿として機能してきたといえよう。
- ・通所更生施設利用者の実態からは、高齢者は少ないものの入所更生施設とほぼ同様の状態像をもつ人達がいる。入所施設が近隣にないことによる入所施設の代替機能として利用してきた感も

否めないが、在宅（地域生活）を志向しての選択との見方もできる。このことは、重度や重複障害のある人達も環境条件により、地域生活が可能であることを示している。

- ・利用者には「てんかん」や精神障害を併せもつ人達が少なくなく、また、高齢に伴う疾病などが想定され、服薬等の健康管理や医療的ケアなどの支援が重要といえる。
- ・問題行動の改善については、適切な支援により、障害の程度に係らず効果を得ることができ、施設における支援の成果とみることができる。
- ・問題行動の幾つかは障害の程度や生活・活動の場に係らず出現している。一方、それぞれの環境条件の影響から質的に異なることが想定され、支援体制と支援のあり方が課題となる。
- ・行動障害の変化において改善傾向が示されたことから、行動障害をもつ利用者の多くが利用する現在の入所更生施設が環境条件として有効であるといえる。

## E. 結論

各種資料並びに調査結果についての多角的な分析・考察により結論を得た。主たる内容は次のとおりである。

- ・現行の知的障害者施設の機能・体系と利用実態には隔たりが見られる。
- ・環境条件が整備されれば、障害の程度等に係らず知的障害者の地域生活は可能といえる。
- ・問題行動や行動障害の改善については、その専門的支援機能をもつ有期限の入所あるいは通所施設利用が有効と考えられる。
- ・特に、医療的ケアや健康管理が重要な利用者については、環境条件の整った生活施設も想定される。
- ・支援ニーズが個々人によって多種多様であるなか、それらに対応できる施設の機能とその体系のあり方については、更に研究・検討し、次年度の結論としたい。

## ■知的障害者施設に関する実態と課題把握のための調査研究

### ・分担研究者

加藤 正仁（日本知的障害者福祉協会）

### ・研究協力者

大塙 健一（神奈川・紅梅園）

栗崎 英雄（熊本県・第二つづじヶ丘学園）

小板 孫次（岐阜県・恵那たんぽぽ作業所）

小林 繁市（日本知的障害者福祉協会）

志賀口 弘（静岡県・朝霧荘）

柴田 洋弥（東京都・あさぎり作業所）

島田 博祐（東京都・明星大学）

田口 道治（岐阜県・デイセンターあゆみの家）

藤澤 敏孝（群馬県・エルシーヌ藤ヶ丘）

大島 謙（日本知的障害者福祉協会）

大久保常明（日本知的障害者福祉協会）

平成 15 年度厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）  
分担研究報告書

知的障害児施設に関する実態と課題把握のための調査研究

分担研究者 山 村 健 財団法人日本知的障害者福祉協会副会長

研究要旨

全国の知的障害児施設の実態調査を実施し、現状把握とともに、課題・問題点を明らかにした。また同じ児童期の施設である通園施設についても、その現状と問題点について考察した。

A. 研究目的

全国の入所児童施設の実態調査を実施し、現状把握とともに、課題・問題点を明らかにすることを本研究の目的とする。特に

- 1) 児童施設利用者のうち半数程度が成人であることの問題点
- 2) 施設内の生活実態における問題点
- 3) 入所施設からの退所と地域移行
- 4) 家族の状況とその問題点

に焦点をあてて考察する。  
また同じ児童期の施設である通園施設についても、その現状と問題点について考察する。

B. 研究方法

本研究では、日本知的障害者福祉協会児童施設分科会及び知的障害児施設あり方検討委員会等における近年の研究・検討の成果を踏まえるとともに、平成 15 年度全国知的障害児施設実態調査結果の多角的な分析を通して、知的障害児施設の歴史をたどり直しつつ、現状における課題点を明らかにした。さらに、今後知的障害児施設に求められる役割について考察した。

同調査は、全国の知的障害児施設の実態を明らかにし、課題等を明確化するなかで、

今後の方針を探ることを目的に、平成 15 年 6 月 1 日を調査期日として、児童施設分科会により実施したものである。全国の知的障害児施設を対象として、平成 15 年 4 月 1 日現在日本知的障害者福祉協会調べによる 261 施設に対して調査票を送付したところ、233 施設より回答が得られ、回収率は 89.3% であった。

また、本研究では、特に児童通園施設における取り組み上の課題という観点から、今後知的障害児施設に期待される役割について示唆を試みた。児童通園施設の課題把握に際しては、日本知的障害者福祉協会児童通園施設分科会により毎年実施している全国知的障害児通園施設実態調査を基礎資料の一つとした。

C. 調査結果

上記知的障害児施設実態調査について、後掲資料のとおりの結果を得た。なお、当資料（中間報告）では、調査設問の全てを網羅してはいない。次年度の最終報告に向けて、未報告部分の集計とともに、より精度を高めるための精査を行っているところである。

## D. 課題・問題と考察

### (1) 施設及び利用児童（者）の実態

- ① 平成 15 年 4 月 1 日現在の児童の年齢構成は、18 歳を超過した過齢児が 44% を占めており、それらの過齢児の 89% が重度・最重度で占められている。（資料 II-①・II-⑨）生活や介助の中心がその人たちに移っている施設が少なくないし、過齢児の滞留で定員に空きのない施設も多い。
- ② 家庭養育能力の低下や児童虐待あるいは行動上の問題など深刻な理由をもつ児童は増加しているが、①の実態がそれらの児童の利用を阻んでおり、児童施設としての機能の低下と、使い勝手の悪さを招くという悪循環が生じている。
- ③ 在宅児の療育支援や生活支援活動を通して知的障害児施設が子育て支援あるいは家族支援に果たしてきた役割は大きいものがあり、有期限・有目的利用も含め、社会の子育て資源として位置付けられ、有効活用されるべきである。
- ④ 上記①から③の改善あるいは実現のために法 63 条の 2 項の規定を廃止して上限を 20 歳までとするべきとの意見が、全国の知的障害児施設の総意になりつつある。同じく 63 条 5 項の成人援護施設を 15 歳から利用する規定も見直し、種別の対象や役割が明確化されるべきである。
- ⑤ 法 63 条の 2 項廃止の時期を平成 19 年とし、それまでにそれぞれの圏域の適正な施設数及び定員等の見直しや調整を図る必要がある。  
過齢児の進路の確保については、施設あるいは保護者の責任ではなく、行政や自治体の協力の下に進められるべきである。

### (2) 生活の実態

施設の生活実態は、建物の老朽化、狭さ、画一的な集団性等により否定的に捉えられ、更に自己完結性・閉鎖性・非社会性ということが施設の代名詞とされてきた。施設の現状は、

- ① 居住棟の構造は、全員を対象とした一体型の施設が 51.5% を占め、小規模な分棟型が 8.6%、一体型であるが生活単位を分離しているが 22.3% となっている。

（資料 III-①）この事から施設生活は日課も施設全体で動く集団生活を構造的に強いられている。

- ② 居室は、個室が全居室の 8% と極めて少なく、定員の 6.8% 分しか提供していない。2 人部屋も 24.7% で定員の 10.2% に止まる。4 人以上の部屋が 36.9% で定員の 60% 以上は大部屋で生活する実態となっている。この事は、子どもにとつて居場所や拠りどころとなる場がなく、常に緊張と不安の中で暮らすことを意味している。

という実態である。このように施設の構造等は、個別的対応が困難な、集団生活を基本としたものとなっている。いわゆる家庭的な規模、家庭的な環境で育てるといった事とは程遠いものである。児童施設には施設建設において個室の面積加算がないことや設立年代から個室が設けられなかった等が背景にある。

一方、生活での暮らし方では、基礎となる生活単位の編成において年齢・障害の程度、児童の相性等を考慮して少人数の生活単位で生活支援を行う施設が増えてきているが、まだ少数に留まっている。

- ① 調査した 233 施設では 951 生活単位を編成し、1 施設あたり 4 つの単位に分けて生活している。5 人規模の生活単位が

- 33.8%、21%の施設で取れ組まれている。更に 6~10 人規模が 16.9%で、27%の施設で実施し、10 人以下の規模で生活するのは、合わせて 48%の施設で、全生活単位の 55.9%となっている。
- ② 生活単位で食事する施設は 20%程度で、全員が一斉に食堂で食事を摂る（63%）のが主流である。
- ③ ほとんどの施設では外食、買物、外出、個人単位での外出等が実施されているが、週 1 回程度の買物は 13.7%、月 1 回程度が 33%の施設が実施しているだけで、半数の施設での暮らしは、施設内に限定されている。日常的に学校から帰つたら地域の公園で遊んだり、商店で買物したりという普通の生活体験が取り入れづらい環境にある。これは半数以上の施設では徒歩圏に商店等がないことや自己完結的な生活機能のため地域での生活資源の活用をしなくとも済むことも影響している。
- このように施設での暮らしは、地域での当たり前なことを意識して支援内容に組み込まないと提供しにくい環境にある。施設内だけの環境は、閉鎖的と指摘されやすいもので、学齢期は学校通学により地域との関係が日常にあるが、学校も敷地隣接・施設内学校級等（20%）の場合は施設だけの空間・生活機能のなかでの暮らしとなる。
- 施設の生活実態は、多人数での集団生活から画一的になりやすいことや、人との関係性の希薄さが課題となり、この克服に向けて少人数により濃密な関係のなかで子どもの育ちを支援する様々な努力が図られてきている。それらの実践から質の高い生活の提供は、
- ① 集団性から個別的な援助を基本とした暮らしへ  
 ② 人格形成期である子どもにとって濃密な人間関係を確保する
- ③ 家庭機能に近い生活環境  
 ④ 地域での社会生活機能の日常的な体験の確保
- 等が必須要件となる。その実現を図るためには、
- ① 小規模な生活形態・構造を促進する  
 ② 地域での小規模な生活の場を創出する（分園・サテライト化・敷地自活訓練）
- を基本として、その運営を可能とする制度と職員数の確保、経費の確保等の実現を図る検討が必要となる。
- ### （3）児童施設からの退所と地域移行の実態
- 児童入所施設利用者 9,628 人のうち、平成 14 年度に施設からの退所者数は 1,470 人であり、15.3%であった。そのうちの 1,456 人の進路状況をみると（資料 II-⑥）、（1）他の施設・病院へ移動した人は、951 人（65%）であった。それに対して（2）生活の拠点を家庭・通勤寮・グループホームに移行した人は、496 人（34%）であり、地域移行した人といつていいのではないか。入所者 9,628 人のうちの 496 人は 5.1%である。家庭に復帰した人たちのうち、昼間の活動は学校（222 人）、保育所など（16 人）、就労・福祉的就労・通所施設などであった。地域移行率をさらに高めるためには、家庭復帰の促進のみならず、小規模な生活単位である児童用グループホームの創設が必要であろう。既存の制度としてのグループホームではなく、児童のグループホームについて、そのあり方について今後研究と実践が求められる。
- ### （4）家族の状況と児童の問題
- 障害告知を受け入れられない親が多い。  
 とりわけ軽度の障害児の親は、障害受容

に手間取り学齢期まで持ち越すこともある。一方、療育に目覚めた親がのめり込んでしまい母子関係が硬直化する事態も珍しくない。孤立化しがちな母親に対し、障害の認知・受容に寄り添う相談支援が重要である。

○2000 年度に児童相談所に寄せられた虐待相談は 13,983 件。うち被虐待児が障害児だったのは 1,008 件。しかし、心身障害相談の影に隠された潜在的な被虐待児の存在はより高い割合が予想される。障害児施策からは虐待への対応が取り残されている。虐待者の 70% が母親であったことや、障害児は健常児の 4 ~ 10 倍の割合で虐待を受けることが推定されることから障害児の子育てへの介入・支援施策は急務を要する。

○乳児期から青年期までは人生の 4 分の 1 でしかない。この 20 年間の育成環境が、後に続く 4 分の 3 の「人生の質」にかかってくる。児童期の発達支援と家族支援は、日常生活（介護）支援とは一線を隔すものである。

○児童期の福祉・教育資源は一般的に広域対象である。知的障害児施設、養護学校にその典型例を見る。言い換えれば、児童期の障害児が最も地域から遠い存在になっている。生まれ育った地域や家族生活から離さない資源活用を考える必要がある。

○子どもの権利条約を批准した今、子どもが長期に渡り施設で生活を余儀なくされることは許されない。しかし、不安なく地域生活を持続するために有期限の療育や生活トレーニングの場として、生活機能を持つ知的障害児施設の役割は大きい。

○子どもは家庭、学校、地域の集団の中で、それぞれの集団特性ならではの関係性を通して、個を確立し人格を形成していく。学齢期といえども学校に任せてしまうものでない。家庭、地域の育成環境にも社会病理ともいえる課題が山積している。

○成長の著しい児童期は親の不安も大きい。将来を見据えた援助は欲しいものの、現状の知的障害児施設には子どもの育成を託したいと思う援助サービスがない。個々の発達課題に対し、施設は結果の出せる療育技術と理念を持たなければならない。良い施設とは、より発達課題の高い人を積極的に受け止め、結果の出せる施設である。

○働く障害児の母親に対し、就業持続に向けた支援の充実強化が求められている。

○ノーマライゼーションのみならず、健常児の健全育成の観点からも共に育つ意義は大きい。違いを認め合い、すべてを抱合する社会の再生に向け、インクルージョンの推進が求められる。

## （5）専門性とケアスタッフ

○知的障害児施設の将来像として考えられる専門性には次の機能が考えられる。

- ・総合相談窓口とコーディネート機能および豊富な資源ネットワーク
- ・重い障害、虐待等への積極対応と裏付けとなる援助技法
- ・有期限の短・中期反復利用（利用形態の柔軟性）
- ・障害種別の統合対応
- ・エンパワメント支援
- ・心のバリアフリーの発信基地

- ・コミュニティーウーク（地域育成）機能
- ・障害をもたない子どもと統合された育成環境（児童館の併設）
- ・初期、緊急時の在宅サービス対応／24時間、休日対応

○専門性を担保する人材として考えられるもの。

- ・総合相談・サービス調整のために【コーディネーター／ケアマネジャー】
- ・地域の支援力アップのために【ソーシャルワーカー】
- ・心理検査・行動分析・行動療法・心のケアのために【心理職】
- ・コミュニケーションバリアの軽減とスキルアップのために【ST・OT・PT】
- ・医療的ニーズの把握と医療機関との調整および医療行為のために【看護士】
- ・肥満など生活習慣病などに対する栄養指導のために【管理栄養士】
- ・ソーシャルスキルの獲得のために【児童指導員】
- ・日々の暮らしを通じた成長のために【保育士】
- ・アドミニストレーター、スーパーバイザーとして【施設長】

## （6）通園施設の現状課題

### ① 障害種別（知的障害、肢体不自由、難聴）の存在

措置制度では、施設が障害種別ごとに分けられているので、子供の障害が施設の種別と異なれば、近くにある施設でも障害の種別によって、通うことが出来ず、本来の発達支援が受けられない現状がある。

### ② 支援（入園）の前提として「障害の認定」が必要なこと

現状では、障害の確定診断と保護者の障害理解が前提であり、障害の確定しない乳幼児早期からの発達支援や育儿援助、「境界域の子供」への支援が困難である。

### ③ 措置定員以外の障害児に対する支援が困難

定員の中に入れば、各種の支援が受けられるが、定員外になってしまふと、何も支援が受けられない現実。措置を受けているかどうかでサービスの格差が大きくなりすぎている。

### ④ 乳幼児期から学童期、青年期に至る支援が困難

多くの通園施設は、就学前の子供を援助対象にしており、学校などとの連携の難しさから、幼児期の支援が学校に伝達されにくい状況がある。

### ⑤ 指導や支援が施設内に限られること

地理的な問題や医療上の問題で通園困難な子供への支援が出来なかつたり、両親共に働いているなどの各種の家庭事情のある子供達への支援が十分に行なうことが出来ない。また、親の障害受容が出来ない場合は、子供への支援が出来ない現実がある。このような理由から、対象の子供達を地域から離して施設に集めてしまうこととなり、「地域で育つ」というノーマライゼーションの時代の発達支援の課題を果たすことが出来ない。

### ⑥ 発達障害児の支援に必要な人件費などの運営経費に対する財政的・制度的基盤が貧困

障害種別施設ごとで運営費補助の開きが顕著であり、今後児童施設が支援費制度に移行したとき、「各自治体からの持ち出しを前提とした公立施設でなければ運営できない」ことへの危惧感がある。

⑦ 障害児の発達支援を担う機関の絶対数の不足

現在通園関係施設や義務教育関係施設は殆ど「都市部」に集中しており、過疎地における「発達支援」の場として機能ができるのは、「障害児デイサービス事業」のみであり、相談支援の場としては、「障害児・者地域療育等支援事業」の受託施設だけであるという現実がある。

⑧ 障害児の発達支援を担う機関同士の地域連携の不足

障害のある子供達が地域で暮らし育つためには、地域の機関の様々な支援が加わり、支援の一貫性と継続性が必要である。障害の多様化と重症化を考慮すれば、医療・教育・福祉などのネットワークに基づく多方面からの支援が必要である。

(7) 通園施設から

児童施設に期待するもの

① 社会的保護児童に対する緊急時における「気軽な預かり体制」について

1. 幼児の緊急預かり時における通園施設職員による受け入れ
  - ア) 子供側から考えると、関わるの深い通園職員が居るという安心感
  - イ) 親側から考えると、通園職員が関わるということで、我が子を手放すことへの不安感を和らげることが出来る。

2. 義務的経費の取り扱いについて  
派遣職員（通園職員）に対する宿直手当等の取り扱い

② 施設外における療育機能の活用：都市部における出前療育（特に生活支援に対して）

③ 週末、休日、夜間における相談体制の構築

E. 結論

児童施設は現在混迷の中にあるといつていいのではないか。利用者の児童と成人の混在、生活環境、長期滞在者の将来の進路における課題も多い。

また、施設利用の多岐にわたる理由（被虐待・行動問題・医療ニーズ・養護性）に応えるスタッフの量的・質的な課題もある。

入所施設からより一層の地域移行促進のためには、児童用グループホームについて、新たな実践と研究が求められる。

先進諸外国の知的障害児への福祉施策の調査研究も今後の課題である。

■知的障害児施設に関する実態と

課題把握のための調査研究

・分担研究者

山村 健（日本知的障害者福祉協会）

・研究協力者

田中 斎（千葉県・桐友学園）

松下 良紀（日本知的障害者福祉協会）

湯浅 民子（北海道・ひまわり学園）

米川 晃（広島県・柏学園）

大島 謙（日本知的障害者福祉協会）

大久保常明（日本知的障害者福祉協会）

資料：平成 15 年度 全国知的障害児施設実態調査中間報告

## I 施設の状況

### ①施設数

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	233		15	31	48	18	17	30	20	12	42
		100%	6.4	13.3	20.6	7.7	7.2	12.8	8.5	5.1	18.0
公立公営	84	36.1%	3	16	13	10	13	9	5	5	10
		100%	3.5	19.0	15.4	11.9	15.4	10.7	5.9	5.9	11.9
公立民営	19	8.2%	0	4	3	1	0	7	1	1	2
		100%		22.2	16.6	5.5		38.8	5.5		11.1%
民立民営	130	55.8%	12	11	32	7	4	14	14	6	30
		100%	9.3	7.7	24.8	5.4	3.1	10.8	10.8	4.6	23.2
*			80.0	32.3	66.7	38.9	23.5	46.7	70.0	90.0	71.4

\* 地区別民立施設の比率

### ②児者併設型施設の状況

施設数	施設比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
52	22.3%	1	4	10	1	5	8	6	4	13

※36 年型が含まれている可能性あり

#### ・本体施設の種別

	施設数	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
本体児童	10	0	0	1	0	1	2	1	1	4
本体成人	21	0	1	5	0	0	3	3	3	6

### ③併設施設の状況

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
併設している	160	68.5	11	19	37	13	11	21	15	10	23
公立	57	(55.3)	1	11	12	6	8	10	2	5	2
民立	103	(79.2)	10	8	25	7	3	11	13	5	21
併設していない	53	22.7	3	11	6	4	5	8	3	1	12
不明	20		1	1	5	1	1	1	2	1	7

#### ④定員の状況

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	11,601		777	1,400	2,632	1,070	715	1,521	1,010	483	1,993
%	100%	100%	6.6%	12.0%	22.6%	9.2%	6.1%	13.1%	8.7%	4.1%	17.1%
公立公営	4,688	42.9	212	810	911	610	565	635	270	235	440
公立民営	1,050	8.7	0	190	210	100	0	340	60	40	110
民立民営	5,863	50.2	565	400	1,511	360	150	546	680	208	1,443

#### ⑤在籍数

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	6,798	70.6	508	762	1,521	586	409	864	536	265	1,124
	女	2,636	27.3	160	310	574	214	150	332	238	125	479
	計	9,628	100	672	1,145	2,289	831	562	1,225	794	389	1,721

#### ⑥充足率（在籍率）

	定員	在籍数	充足率
公立公営	4,688	3,480	74.23%
公立民営	1,050	898	85.52%
民立民営	5,863	5,250	89.54%
計	11,601	9,628	82.99%

#### ⑦開差是正措置の状況

##### ・開差是正措置施設数

	施設数	施設比	設置主体比	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
施設数	66	27.3%		2	7	8	7	6	11	8	8	9
公立公営	31	13.3	36.9	2	3	2	3	5	6	3	3	4
公立民営	6	2.5	31.0	0	1	0	1	0	2	1	0	1
民立民営	29	12.4	22.3	0	3	6	3	1	3	4	5	4

##### ・地区別定員と在籍（現在員）数の状況

	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員 A	11,601	777	1,400	2,632	1,070	715	1,521	1,010	483	1,993
暫定定員数 B	10,025	731	1,338	2,605	970	610	1,406	901	467	1,897
減員数 (A-B)	676	46	62	27	100	105	115	109	16	96
在籍（現在員）数	9,628	672	1,145	2,289	831	562	1,225	794	389	1,721
定員比在籍率	82.9	86.4	81.7	86.9	77.6	78.6	80.5	78.6	80.5	86.3
暫定定員比在籍率	96.0	91.9	85.5	87.8	85.6	92.1	87.1	88.1	83.2	90.7

※近畿 1 施設のみ増員暫定

■都道府県別回答一覧

地区	都道府県	総数				公立公営			公立民営			民立民営			
		施設数	定員	暫定定員	現員	充足率	施設	定員	現員	施設	定員	現員	施設	定員	現員
	北海道	15	777	731	672	86.4	3	212	127	0	0	0	12	565	545
東北	青森	7	460	450	352	76.5	5	320	252	2	140	100	0	0	0
	岩手	6	240	239	220	91.6	3	140	132	0	0	0	3	100	88
	宮城	2	70		63	90.0	1	60	55	1	10	8	0	0	0
	秋田	6	220		198	90.0	2	60	57	1	40	34	3	120	107
	山形	3	90	84	74	82.2	3	90	74	0	0	0	0	0	0
	福島	7	320	275	238	74.3	2	140	79	0	0	0	5	180	159
	小計	31	1,400	1,338	1,145	81.7	16	810	649	4	190	142	11	400	354
関東	茨城	10	385		368	95.5	0	0	0	1	25	24	9	360	344
	栃木	3	90	88	85	94.4	1	30	29	0	0	0	2	60	56
	群馬	3	165		165	100	0	0	0	0	0	0	3	165	165
	埼玉	6	419	416	320	76.3	2	175	117	1	25	25	3	219	178
	千葉	7	407	397	350	85.9	1	80	73	0	0	0	6	327	277
	東京	5	536		467	87.1	2	276	226	1	160	156	2	100	85
	神奈川	8	400	399	361	90.2	3	160	127	0	0	0	5	240	234
	山梨	2	110	99	72	65.4	1	70	46	0	0	0	1	40	26
	長野	3	120		101	84.1	0	0	0	0	0	0	3	120	101
	小計	47	2,632	2,605	2,289	86.9	10	791	618	3	210	205	34	1,631	1,466
東海	静岡	8	430	407	331	76.9	6	330	249	0	0	0	2	100	82
	愛知	3	295	258	209	70.8	1	130	100	1	100	53	1	65	56
	岐阜	3	190	156	133	70.0	2	150	98	0	0	0	1	40	35
	三重	4	205		158	77.0	1	50	28	0	0	0	3	155	130
	小計	18	1,120	1,026	831	74.1	10	660	475	1	100	53	7	360	303
北陸	新潟	9	330	298	283	85.7	9	330	283	0	0	0	0	0	0
	富山	2	180	137	115	63.8	2	180	115	0	0	0	0	0	0
	石川	3	120	101	96	80.0	1	30	17	0	0	0	2	90	79
	福井	3	85	74	68	80.0	1	25	11	0	0	0	2	60	57
	小計	17	715	610	562	78.6	13	565	426	0	0	0	4	150	136

■都道府県別回答一覧

地区	都道府県	総数				公立公営			公立民営			民立民営			
		施設数	定員	暫定定員	現員	充足率	施設	定員	現員	施設	定員	現員	施設	定員	現員
近畿	滋賀	2	190	168	153	80.5	1	130	95	0	0	0	1	60	58
	京都	5	310	205	180	56.0	2	180	60	0	0	0	3	130	120
	大阪	6	301		282	93.6	1	60	57	2	120	111	3	121	114
	兵庫	10	400		393	98.2	2	70	70	2	80	75	6	250	248
	奈良	5	190		148	77.8	1	65	51	2	80	65	2	45	32
	和歌山	2	130	86	69	53.0	2	130	69	0	0	0	0	0	0
	小計	30	1,521	1,350	1,225	80.5	9	635	402	6	280	251	15	606	572
中國	鳥取	1	20		13	65.0	0	0	0	0	0	0	1	20	13
	島根	5	200	181	150	75.0	4	160	112	0	0	0	1	40	38
	岡山	4	280	242	212	75.7	1	60	47	0	0	0	3	220	165
	広島	5	130	127	119	91.5	0	0	0	0	0	0	5	130	119
	山口	5	380	331	300	78.9	1	110	49	0	0	0	4	270	251
	小計	20	1,010	901	794	78.6	6	330	208	0	0	0	14	680	586
四国	徳島	3	160	123	103	64.3	1	80	37	0	0	0	2	80	66
	香川	2	65	54	50	76.9	1	35	32	0	0	0	1	30	18
	愛媛	4	108		102	94.4	2	40	39	1	40	40	1	28	23
	高知	3	150	142	134	89.3	1	80	65	0	0	0	2	70	69
	小計	12	483	427	389	80.5	5	235	173	1	40	40	6	208	176
九州	福岡	8	433	413	358	82.6	0	0	0	0	0	0	8	433	358
	佐賀	3	200	175	144	72.0	1	50	37	0	0	0	2	150	107
	長崎	4	160		149	93.1	1		54	0	0	0	3	100	95
	熊本	6	330	314	287	86.9	3	130	93	0	0	0	3	200	194
	大分	4	200		197	98.5	1	60	58	0	0	0	3	140	139
	宮崎	5	230	217	198	86.0	3	170	147	0	0	0	2	60	51
	鹿児島	8	320	308	291	90.9	1	10	10	1	50	44	6	260	237
	沖縄	4	120	110	97	80.8	1	20	7	0	0	0	3	100	90
	小計	42	1,993	1,897	1,721	86.3	11	500	406	1	50	44	30	1,443	1,271
総計		232	1,1601	10,025	9,628	82.9	83	4,738	3,484	16	870	735	133	6,043	5,409

## II 利用者の状況

### ①年齢の状況

・年齢構成（平成15年4月1日現在）

	人数	%
計	9,628	100
男	6,798	70.6
女	2,636	27.3
不明	194	

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	%
人数	0	2	14	33	81	130	1.3
%					0.8		
男	0	0	11	22	53	86	
女	0	2	3	11	28	44	

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計	%
人数	147	167	206	238	310	356	394	448	562	731	763	758	5,080	52.7
%	1.5	1.7	2.1	2.4	3.2	3.6	4.0	4.6	5.8	7.5	7.9	7.8		
男	107	119	159	176	226	248	267	306	385	502	537	516	3,548	
女	40	48	47	62	84	108	127	142	177	229	226	242	1,532	

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30~	40~	小計	%
人数	537	401	313	282	250	240	237	212	209	219	209	221	749	165	4,244	44.0
%	5.5	4.1	3.2	2.9	2.5	2.4	2.4	2.2	2.1	2.2	2.1	2.2	7.7	1.7		
男	383	293	238	221	192	189	187	163	164	169	160	156	569	100	3,184	
女	154	108	75	61	58	51	50	49	45	50	49	65	180	65	1,060	

・平均年齢

	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
10歳未満	1				1						
10~15歳未	64	27.4	3	10	12	6	1	6	7	3	16
15~20歳未	100	42.9	5	20	16	6	8	15	7	4	19
20~25歳未	41	17.5	5	1	10	5	6	5	2	3	4
25~30歳未	19	8.1	1	0	8	0	2	1	3	2	2
30歳以上	5	2.1	0	0	0	0	0	3	1	0	1

・過齢児数及び地区別過齢児率

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	4,244	363	389	1,058	347	297	518	404	200
%	44.0	54.0	33.9	46.2	41.7	52.8	42.2	51.4	39.2

②入所時年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計
合計	0	20	145	327	510	1,002
%		0.2	1.5	3.3	5.2	10.4
男	0	13	101	244	384	742
女	0	7	44	83	126	260

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	1,378	674	540	531	564	523	859	587	605	1,251	431	305	8,120
%	14.3	7.0	5.5	5.5	5.8	5.4	8.9	6.0	6.2	12.9	4.4	3.1	84.3
男	1,017	507	397	383	393	378	579	431	428	870	317	225	5,833
女	361	167	143	148	171	145	280	156	177	381	114	80	2,287

不明	合計
506	9,628

③在籍期間

	3ヶ月 未満	3~6 ヶ月 未満	6ヶ月 ~1年 未満	1~2 年未 満	2~3 年未 満	3~5 年未 満	5~10 年未 満	10~ 15年 未満	15~ 20年 未満	20年 以上	不明	合計
合計	607	147	392	997	925	1,258	2,001	1,332	866	927	176	9,628
%	6.3	1.5	4.0	10.3	9.6	13.0	20.7	13.8	8.9	9.6		

(平成 15 年 4 月 1 日現在)

④入所の状況と入所理由

- ・平成 14 年度の入所数

	合計	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳
14年度入所者	1,303	97	466	318	410

・入所に当たっての協議状況（複数回答）

		人	%
在宅支援等により施設を利用し関係ができているケースの入所		276	21.1
児童相談所から内儀等書類のみで判断した		636	48.8
家族が事前に施設訪問をして希望したため		516	39.6
事前に児童福祉司・家族との協議を経て判断した		580	44.5
市町村担当者等関係機関と協議によるケアマネジメントを行った		129	9.9
期限や目的を明確にして入所の協議をした		296	22.7
本人の意思の確認を行ったか	1 行った	498	38.2
	2 いいえ	166	12.7
	3 判断困難	957	73.1

・入所理由

内 容	在籍者全員について				うち14年度入所者について				
	主たる 要因	付隨す る要因	計	%	主たる 要因	付隨す る要因	計	%	
家族の状況等	親の離婚・死別	1,100	335	1,435	14.9	103	39	142	10.8
	家庭の経済的理由	357	286	643	6.6	61	42	103	7.9
	保護者の疾病・出産等	576	91	667	6.9	116	21	137	10.5
	保護者の養育能力面から	2,280	477	2,757	28.6	307	95	402	30.8
	虐待による	366	83	449	4.6	93	26	119	9.1
	きょうだい等家族関係から	176	141	317	3.2	24	26	50	3.8
	若年親	13	13	26	0.2	1	3	4	0.3
	地域でのトラブルから	84	58	142	1.4	22	14	36	2.7
	住宅事情から近隣のこと	56	82	138	1.4	15	9	24	1.8
	その他	786	111	897	9.3	100	26	126	10.4
本人の課題等	ADL・生活習慣の確立	3,091	1,106	4,197	43.5	317	144	461	35.3
	医療的ケアが必要なため	252	119	371	3.8	15	12	27	2.0
	行動上の課題改善のため	1,227	556	1,783	18.5	138	78	216	16.5
	強度行動障害等養育困難	512	93	605	6.2	50	7	57	4.3
	養育者への乱暴・暴力のため	138	68	206	2.1	34	15	49	3.7
	多胎や兄弟とも障害	119	106	225	2.3	13	11	24	1.8
	学校での不適応のため	127	111	238	2.4	34	19	53	4.0
	学校就学のため	791	255	1,046	10.8	175	36	211	16.1
	その他	369	53	422	4.3	55	16	71	5.4
		12,420	4,144	16,564		1,673	639	2,312	

・虐待による入所数

	11年	12年	13年	14年
男	54	69	80	76
女	42	56	60	50
計	96	125	140	126

・虐待の内容（※複数回答）

	計	%	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
14年	計	126	9.6	77	24	77	24
	%		100	61.1	19.0	61.1	19.0
	男	76	60.4	56	7	47	10
	女	50	39.4	21	17	30	14

・有目的・有期限入所

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
実施施設	70	30.0	4	6	10	14	6	10	11	1	8
利用者数	738		16	53	228	163	40	107	40	18	73
14年度入所	209	28.3	4	9	61	56	9	46	13	3	8
14年度退所	136	18.4	1	4	46	26	3	41	7	1	7

・有目的・有期限入所の目的・理由

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
養護学校高等部等の就学のため	113	15.3	3	22		34	8	14	18		14
一定期間の生活訓練、行動改善、職能訓練等療育目的から	243	32.9	13	3	53	47	3	96	15	3	1
母親の出産など家庭的理由による短期間の利用	32	12.4		2	1	16	3	4	3		3
その他	57				3	51		1	1		1
不明・無回答	9				3	3		1	1		1

・有目的・有期限入所の期間

	人数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
1ヶ月以上3ヶ月未満	48	6.5	3	0	11	11	2	9	6	0	6
3ヶ月以上6ヶ月未満	17	2.3	1	0	4	7	0	1	4	0	0
6ヶ月以上1年未満	25	3.3	3	2	8	5	1	5	0	0	1
1年以上2年未満	48	6.5	1	0	12	20	1	4	6	2	2
2年以上3年未満	248	33.6	8	3	8	96	9	94	20	1	9